

第69回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和3年8月16日（月）13時30分から15時00分
- 2 開催場所 久賀公民館 2階 大会議室

3 出席農業委員 (14人)

1番	川地	守
2番	宮城	恵子
3番	瀬川	一郎
4番	小柳	貴史
5番	沖村	和哉
6番	星出	栄一
7番	中原	賢
8番	大谷	正樹
9番	宮本	平
10番	田中	豊文
11番	角井	雅之
12番	袴田	光夫
13番	安本	貞敏
14番	廣岡	隆義（会長）

4 欠席農業委員 (0人)

5 出席要請農地利用最適化推進委員 (0人)

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案 第3号 農地法第5条の事業計画変更承認申請について

その他の諸連絡

8 農業委員会事務局職員

事務局長 行田 一生

書記 市川 貴志

書記 泉口 洋平

事務局

皆さんこんにちは。定刻より少し早いですが皆さん集まりましたので、只今より第69回周防大島町農業委員会総会を開催いたします。それでは最初に廣岡会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長

おつかれさまです。八月上旬までは渇水対策をどうするかというのを悩みながら毎日の作業をしておりましたけれども、渇水どころではなく、もう多すぎる雨が降ってしまいました。昨日一日程休みの日がありましたから、個人的にはせとみの黒点防除だけは昨日必死になってやっておりました。せとみの黒点は非常に目立ちますから、昨日一日は雨が降らず安心しました。皆さんもそれぞれ渇水、干ばつ対策と、大雨対策、それぞれ悩みながらの毎日だったと思いますけれども、今後極端な雨が降らないことを期待しての毎日の作業になると思います。本日の附議事項は、議案9件、その他諸連絡となっております。慎重審議のうえ、決定をいただくようお願い申し上げます。それでは、本日の出席者についてご報告いたします。在任する農業委員総数は14名、本日の出席委員14名、欠席委員0名、本日出席要請をした農地利用最適化推進委員は0名であります。よって、農業委員は過半数の出席ですので、周防大島町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。次に、議事録の署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、農業委員13番安本委員と、1番川地委員によろしくお願ひいたします。それでは議事に入りたいと思います。日程1、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.1、申請人、譲受人、熊毛郡田布施町宿井〇〇〇〇、譲渡人、福岡県福岡市早良区祖原〇〇〇〇、申請地、大字東戸田、字皆地、〇〇〇〇番地、地目畠、現況畠、面積232m²、契約の内容については売買による所有権の移転、経営面積は現在4,265m²、取得後はNo.2の申請と合計して6,120m²です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1ページから4ページをご覧ください。まず、本申請書について、訂正が多くあります事、お詫び申し上げます。本事案については、戸田地区及び家房地区にて営農を拡大したいと考えていた譲受人の要望に対し、譲渡人が答えようとするものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、本町の下限面積30aを超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和

要件ですが、適切な防除、草刈に努める事や、地域の共同作業に参加すること、周辺農地と同様に柑橘を栽培することから、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の3番瀬川委員から、その後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。

3番 先週井上推進委員と現地を確認し、譲受人とは電話でお話を伺いました。次のNo.2と同じ方なのですが、譲受人さんはもともと津海木出身で、この申請の大字は戸田なのですが、場所は津海木です。津海木出身で次男だそうです。3年前に長男さんが亡くなられて、それを親族で相続したらしいのですけれども、相続した方が遠方に住まれていて管理もできないとのことです。そこで譲受人が今回その場所を譲受、これから柑橘を植えていくことにしたそうです。この場所は狭いのですが、草枯しあたまにやっていたので、草もあり生えていません。すぐにでも畑にできる状態です。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

9番 譲受人が田布施に住まれているということで、通作距離が30kmとのことです、これで200日とか250日という日数を耕作できるのかという疑問があります。

事務局 耕作可能かということについては本人さんにも確認させていただきました。譲受人は現在家房地区で営農されており、その拡大ということです。家房地区と津海木地区では田布施からの通作距離は変わらないので大丈夫だということです。

議長 他に質問はございませんか。ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。
続いて、No.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.2、申請人、譲受人、熊毛郡田布施町宿井〇〇〇〇、譲渡人、岩国市南岩国町〇〇〇〇、申請地、大字東戸田、字柳ヶ迫、〇〇〇〇番地、地目畠、現況畠、面

積 1,623 m²、契約の内容については売買による所有権の移転、経営面積は現在 4,265 m²、取得後は No. 1 の申請と合計して 6,120 m²です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、5ページから8ページをご覧ください。本事案については、前事案と同じ申請人であり、同じく戸田地区及び家房地区にて営農を拡大したいと考えていた譲受人の要望に対し、譲渡人が答えようとするものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、本町の下限面積 30 a を超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、適切な防除、草刈に努める事や、地域の共同作業に参加すること、周辺農地と同様に柑橘を栽培することから周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の3番瀬川委員から、その後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。

3番

これも先ほどのNo.1と同じなのですが、相続された方が管理できないということです。現地確認した限りではセイタカアワダチソウが生えていますが、木は生えていないのでこれからセイタカを切って、来年柑橘の苗を植えるとのことでした。以上です。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

1番

売買価格がNo.1は 232 m²で 1万円。No.2 は 1,623 m²で 2万円ですが、間違いないですか。

事務局

川地委員さんのご質問ですけれども、一応この金額での売買ということです。

議長

他に質問はございませんか。ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員または多数)

挙手全員（多数）であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、日程2、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局	はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.1申請人、譲受人、広島県福山市奈良津町株式会社○○○○、譲渡人、柳井市古開作○○○○、申請地、大字久賀、字大迎縁、地番○○○○、地目畠、現況畠、面積749m ² 、契約の内容については売買による所有権の移転です。事業計画、用途等については太陽光発電設備の設置、その他参考として第2種農地、計画全体面積749m ² 、農振地域除外後施工となります。続いて許可基準について説明します。資料は、9ページから14ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、現在農用地区域内農地であります、農用地からの除外について県知事との協議中であり、農用地区域から除外される見込みであります。除外後の区分につきましては、役場久賀庁舎から東に約2.4kmの位置にあり、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第2種その他の農地に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は、中国地方で太陽光発電事業を展開している法人です。この法人は太陽光発電事業の拡大を計画しており、高齢となり営農を継続する者もおらず、耕作が困難となっていた申請地を買い受け、太陽光発電設備を設置しようとするものです。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、残高証明書が添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後2箇月以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、農振地域除外後施工となります。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、事業の実施にあたり、申請地以外に非農地を利用する計画は無いため該当がありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	引き続きまして、地区担当の4番小柳委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいいたします。
4番	譲受人の会社に連絡しお話を伺いました。この会社は以前にも隣接する場所で太陽光発電の設備を設置しておりますが、その際に雨が土砂で流れるなど

して問題があったということで、その辺りも話を聞きました。今回は造成を行わず、従来の農地の形をそのまま残して排水施設を設置することで、土砂の流出などを無いようにするということです。それから施設の管理についてはこの業者自らが行うことでした。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

11番 今回の申請も、次の申請も会社の名前が違うだけで代表の方が同じだったり、申請書を作った日付が違うけれども作成者が同じであったり、大丈夫かなということが率直に感じるところです。社長を2社で兼務してはいけないということはないのでしょうかけれども、どういった会社なのでしょうか。

事務局 今回の申請人と次の申請人は系列会社となっています。

11番 いいですかね。事業計画書なんかももうほとんどコピーして同じような内容のことをちょこちょこと変えて作ったくらいですし、施設等の概要については、転用面積が違う割にはパネルの枚数が同じとなっていたり、書類をちゃんと作る気があるのかという所から疑問があるのでですが。

事務局 まず次の申請人についてですが、小柳委員からの説明にもありましたが、過去に造成の仕方がよろしくなく、土砂が流出するということもありましたので、その辺りにつきましては事業計画や被害防除計画書等で入念に確認しております。そして事業計画書のパネルの設置枚数が同じということも、よその隣接する発電施設と比べ少ないです。それにつきましてもパネルとして設置可能な部分を十分考え、検討したうえでこの位置に置く、パネル枚数も限定されますけれどもこの発電量で事業を行いたいということでした。そして使われない箇所につきましては発電以外の用途で使うということですので、その辺は良く考えられて設計されているなと感じました。以上です。

議長 若干ちょっと補足させていただきます。先月県の農業会議で開かれた常設審議委員会に上がってきた案件で、太陽光発電施設を希望する業者が挙がってきたのですが、会社名が2つありました。社長はどちらも同じです。柳井、田布施、平生、光があって、それぞれ複数申請している。最終的には承認がされました。ある人の状況から言うと、中国電力の方で受ける要素が、枠があるから2つに分けるのだという話があるようです。これは未確認です。ただその辺りの操作のために会社名を2つに分けているのだろうというのあります。一応先月、7月に開かれた常設審議委員会に上がってきた周東地域の会社はそのような状況でした。他に何かありましたら。

6番 さつきから話を聞いているのですが、申請地区は特に急傾斜ではないですか。

今回のような大雨とかで、予期できないような状況が発生する場合に、行政がただ文書だけで許可をしてもですね、それを超えたような例えは災害の時には周りに迷惑をかけることは誰が見ても明らかだと思うのですよ。ですから私は以前から言うように太陽光についてはケースバイケースですが、建設することも大事だと思いますが、その辺りはやっぱり慎重に、業者の最後のときなど、業務として、あと補償が取れるのかということも、やっぱりそれるように、倒産したら終わりでは困るので。やっぱり途中計画ですね。大事に扱って欲しいです。特に大崎白石地区はミカンの産地なので。周りの皆さんもいい評価を受けないと思うのですよ。以上です。

議長

今のは意見ということで、事務局よろしくお願ひします。根本的に付帯条件を付けることが出来るならば、それこそ防草シートを敷いてくれというのが一番理想形だろうと思うのだけれども。崩れないために。その辺りが出来るのかというとなかなか厳しいところではあると思いますが。これは個人的な意見です。ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.2について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.2、申請人、譲受人、広島県福山市奈良津町株式会社○○○○、譲渡人、岩国市保木○○○○、申請地、大字久賀、字大迎縁、地番○○○○、地目畠、現況畠、面積 320 m²、他一筆、合計面積 675 m²、契約の内容については売買による所有権の移転、事業計画、用途等については太陽光発電設備、その他参考として、第2種農地、農振地域除外後施工となります。続いて許可基準について説明します。資料は、15ページから20ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、現在農用地区域内農地であります、農用地からの除外について県知事との協議中であり、農用地区域から除外される見込みであります。除外後の区分につきましては、役場久賀庁舎から東に約2.4 kmの位置にあり、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第2種その他の農地に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は、中国地方で太陽光発電事業を展開している法人です。なお、申請人は前事案の申請

人と系列会社である事申し添えます。この法人は太陽光発電事業の拡大を計画しており、高齢となり営農を継続する者もおらず、耕作が困難となっていた申請地を買い受け、太陽光発電設備を設置しようとするものです。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、残高証明書が添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後2箇月以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、農振地域除外後施工となります。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、事業の実施にあたり、申請地以外に非農地を利用する計画は無いため該当がありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の4番小柳委員から、その後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。

4番 これも先ほどの会社と同じということで、先程の申請と一緒にこちらも聞いていたので特にありません。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。
いて、No.3について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.3、申請人、譲受人、周南市大河内有限会社○○○○、譲渡人、周防大島町西三蒲○○○○、申請地、大字西三蒲、字打尾、地番○○○○、地目畠、現況畠、面積2,689m²のうち272m²、契約の内容については賃借権の設定、事業計画

用途等については駐車場、事務所、休憩所です。その他参考として、第2種農地、農振地域除外後施工となります。続いて許可基準について説明します。資料は、21ページから25ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、現在農用地区域内農地ですが、農用地からの除外について県知事との協議中であり、農用地区域から除外される見込みであります。除外後の区分につきましては、役場蒲野出張所から北西に約1.7kmの位置にあり、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第2種その他の農地に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は、周南市に本社を置く一般廃棄物処理業者です。この法人は周防大島町でも産業廃棄物収集運搬を行っております。この度周防大島町地区の産業廃棄物収集運搬の拠点を設置することを計画しており、今後耕作する見込みのない申請地を借り受け、駐車場、事務所、休憩所を設置しようとするものです。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、残高証明書が添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後3箇月以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当はありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、事業の実施にあたり、申請地以外に非農地を利用する計画は無いため該当がありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の6番星出委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいいたします。

6番

先日現地を確認しました。この件に関しては今年の3月15日の総会で農業振興地域から外し、第2種農地に変えるということで出たところですが、それから5か月しかたっていないにも関わらず、大規模農道上のこの農地はもう入口の敷鉄板が設置されております。郵便ポストも付いているような状態で、今回の審議がまだ下りていないうちから進行しているということで、始末書が添付されているということを事務局から聞いたのですが、この業者さんは廃棄物を扱われる業者さんですので、法令の遵守についてきめ細やかに指導していただきたいと思います。以上です。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員（多数）であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.4について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.4、申請人、譲受人、周防大島町西方〇〇〇〇、譲渡人、下松市北斗町〇〇〇〇、申請地、大字西方、字小積中、地番〇〇〇〇、地目畠、現況畠、面積 204 m²、契約の内容については売買による所有権の移転です。事業計画、用途等については駐車場です。その他参考としまして、第2種農地、計画全体面積 291.17 m²です。続いて許可基準について説明します。資料は、26ページから30ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場東和庁舎から南に約2.6 kmの位置にあり、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第2種その他の農地に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は、町内に在住する個人です。申請地の隣地を所有しており、今後家を建てる際、申請地を駐車場として利用したい譲受人の要望に対し、譲渡人が応じるものであります。また、当該土地の他に代替する土地はなく、必要な転用であることと考えられます。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、預金通帳の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後1年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当はありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、一体利用地として隣接する2919-1番地について、土地の全部事項証明書が添付されており、申請者が取得していることが確実と判断されます。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の8番大谷委員から、その後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。

8番 先日推進委員さんと現地を確認しました。申請人は道の駅のチャレンジショップでコーヒーショップを営まれているIターンの方です。直接お話を聞きました。資料を補足させていただくと、これ地図ではわかりにくいのですが、28ページの右側、公衆用道路となっている所があるのですが、これは全部ではなく、中央2~3mくらいが道路で、海側が駐車場のようになっています。上が今回の畠の〇〇〇〇番地に引っ付いている所から2mくらい段があって桜が植わっています。全部が道路ではありません。今回の申請の畠の箇所は道路に少し引っ付いているのですが、2mくらいの石垣となっています。ですので、ここを縦に行く道はずっと上側にある県道しかないです。結局畠としてはもうほとんど使い道がないような畠です。申請人が所有している宅地のある〇〇〇〇番地は草刈も綺麗にされ管理しているのですが、そこから一段下がって〇〇〇〇番地がありまして、ここはもう1m位草の生えた様相です。それからさらに隣の〇〇〇〇番地もまた1mほど下がって、もともと宅地であったというような、基礎が少し残っています。それでどこから車に入るようになりますのか聞いたのですが、この上側の青い箇所が水路の手前側の自治会の土地、を通り、所有の宅地を経由し、申請地の駐車場へスロープを付け入ることです。申請にある通り営業車などありますので、3台分は駐車場を確保したいので今回のような申請になったとのことです。現況証明でももう畠としては使えないという判断が出来たと思いますが、今回の申請が出てきたので、問題はないと思います。この畠のすぐ上〇〇〇〇番地はもう赤線道を挟んで段があって隣の家があるという形なので、もうこれを畠として利用することはできない状態だと思います。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。
続いて、No.5について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.5、申

請人、譲受人、周防大島町西安下庄○○○○、譲渡人、周防大島町西安下庄○○○○、申請地、大字西安下庄、字立田、地番○○○○、地目畠、現況畠、面積1,345m²のうち205m²、契約の内容等については使用貸借権の設定、事業計画用途等については学習塾、車両回転場です。その他参考としまして第3種農地、計画全体面積は205m²です。続いて許可基準について説明します。資料は、31ページから36ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、水道管、下水道管の2種類が埋設されている沿道の区域であり、500m以内に2つ以上の公共施設、公益施設が存することから、規則第43条第1号に該当する、第3種農地となります。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は、安下庄地区で塾講師をしております個人です。この度、現在運営している塾が駐車スペースも無く手狭なため経営安定を図るために用地を確保したい譲受人の要望に対し、譲渡人が応えようとするものです。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、ご家族より必要資金を借りる旨の借用書が添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後4箇月以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政手の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当はありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、事業の実施にあたり、申請地以外に非農地を利用する計画は無いため該当がありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の13番安本委員から、その後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。

13番

補足説明をいたします。先日推進委員さんと現地を確認いたしました。譲受人は都合が悪く、弟さんが案内してくれました。譲受人と譲渡人は親子の関係でありますし、使用貸借によるものであります。現在お父さんは施設に入っておられまして、いずれも申請人と弟さんが兄弟で農業に本気で取り組まれておりますし、地域でも中堅的な存在です。譲受人は学習塾も経営しておりますし、今回利便性の良い場所を父親から借りられる物であります。現地につきましては周辺の日照あるいは排水等周辺の農地に影響があるものはございません。説明は以上です。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.6について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.6、申請人、譲受人、周防大島町土居〇〇〇〇、譲渡人、周防大島町東安下庄〇〇〇〇、申請地、大字東安下庄、字福良、地番〇〇〇〇、地目田、現況畠、契約の内容等につきましては売買による所有権の移転です。事業計画用途等については自己用住宅及び倉庫です。その他参考としまして、第2種農地、農振地域除外後施工となります。続いて許可基準について説明します。資料は、37ページから43ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、現在農用地区域内農地でありますが、農用地からの除外について県知事との協議中であり、農用地区域から除外される見込みであります。除外後の区分につきましては、役場橋庁舎から東に約1.6kmの位置にあり、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第2種その他の農地に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は、家族で両親の家に同居していますが、手狭になったため家屋の建築を計画しており、また、両親の老後も考え、本申請地が適していることから希望し、譲渡人が応じるものです。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、住宅ローン事前審査結果の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後2年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政手の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当はありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、事業の実施にあたり、申請地以外に非農地を利用する計画は無いため該当がありません。次に計画面積の妥当性についてですが、個人用住宅の場合の基準となる敷地面積が概ね500m²以内となっております。また、有効敷地面積が222m²であり、住宅及び倉庫の面積が合計71.82であり、建ぺい率は32.35%であるため、必要かつ妥当根転用面積と考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書か

ら判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の10番田中委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいいたします。

10番 この件は3月に除外申請のご審議をいただいたところでありまして、現地も確認しましたが、その後大きな変化はありません。特に補足するところはございません。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、日程3、議案第3号、農地法第5条の事業計画変更承認申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議案第3号、地法第5条の事業計画変更承認申請についてNo.1、申請人、当初計画者又は譲受人、広島市東区曙町株式会社○○○○、申請地、大字小松、字月の木、地番○○○○、地目田、現況田、面積1,416m²、事業計画用途等については太陽光発電設備。変更前の事業進ちょく状況は0%、変更内容につきましては権利移動の区分の変更で、所有権の移転から地上権の設定への変更です。続いて、事業計画の変更内容について説明します。資料は44ページをご覧ください。本件は、今年の5月11日の総会において承認いただき、令和3年5月11日付け、指令令3周防農林第5号の3の5にて許可された後、権利移動区分の変更をするものです。当初、売買による所有権の移転であったものを、存続期間21年の地上権の設定と変更するものです。変更理由としましては、譲渡人の都合により、土地所有権を維持することとなったためであり、地上権の存続期間終了後は太陽光発電設備を撤去、更地にして返却となります。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の12番袴田委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいいたします。

12番 この件は5月21日にでておりまして、農地はこれ以前は牧草地であったのを太陽光発電設備に変更するというもので5月に出ておりましたけれども、それが地上権の設定に変わったのみで、現地はまだ何もしておりません。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、諸連絡について、事務局よりお願ひします。

事務局 次回の農業委員会総会については、9月13日月曜日、午後1時30分からとなります。その他諸連絡として、2点ほどございます。まず、農地利用最適化推進施策の改善に関する意見ということで、本日1枚もののペーパーをお配りしております。これは山口県農業会議の方から毎年この意見について、各農業委員さんから意見を募集するということをやっております。先月の総会で、意見についてみなさんに募集致したところ、お配りしております意見が寄せられましたので、こちらを最終的な周防大島町の意見とさせていただきたいと思っておりますので、皆さんに確認いただきたいという所です。一応国、県に対する意見として4点ほどございまして、まず太陽光発電施設目的の転用について、すぐに転用するわけではなく、やはり農地の流動化への取組に1年以上取り組み、どうしても担い手がいない時に、農地を限定的に転用するという要件を追加してくださいといったことや、この度の大雨の際などに、災害等の一因とならないように適切な施工を求めるというのもございます。さらに事業撤退後には適切に農地が管理されるような対策をお願いしたい。次に鳥獣害被害防止対策として、被害額の算定について統一的な調査手法を確立して提示してくださいという旨、そして農地情報の一元化ということで、農地パトロールにも活用が期待できるというところでもございまして、農林水産省の地図情報共通管理システムというものの概要を明らかにしていただきたい。最後に、来年度国が予算化しているタブレットについて、こちらも有効に活用できるように早急に整備を進めていただきたいという、以上4点について意見を求めていきたいという所であります。よろしければこれを全体で確認し、9月10日までの期限で県の農業会議に申請する

必要があります。農地利用最適化推進施策の改善に関する意見として、この原案を申請することに意見がございましたら伺いたいのですが、

議長

特に意見はございませんか。なければそのまま申請することで一応採決をお願いできますか。この原案を農業会議の方へ提出することについて、承認賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員でございます。ありがとうございます。農地利用最適化推進施策の改善に関する意見として県の農業会議へ提出することといたします。また、常設審議委員会の中で補足説明を求められるようなことがあれば、私の方から補足意見を申し上げることになると思います。諸連絡の続きがございましたらお願ひします。

事務局

では続きまして、本日付、廣岡会長名で周防大島町の担い手確保対策の協議についてという文書をお配りさせていただいております。これにつきましては先月の総会で宮本委員さんからもご提案がありました。担い手対策、農地の活用等について委員さんでも集まって、それぞれのお考えとか、協議する場をもってはどうかというお話がありました。それを踏まえて、会長さんからこういう内容、テーマでやってはどうだろうかというご提案をいただいたものになります。町内の農業人口なのですが、コーホート分析法を使い過去に行った調査ですと、減少の一途をたどっておりまして、2020年では約千人ほどまで減っており、2030年では500人を切るというような結果が出ております。やはり町としての担い手確保対策以外にも、さらに農業委員会としてどのようなことが出来るのだろうかということを具体的にアイデアをだし、町の方へ提言していきたいということです。一度農業委員さん、推進委員さん皆様の意見をお伺いする、お話しする場として開催したいと思っております。時期につきましては8月下旬から9月上旬で開催したいと思っております。出席できない方につきましてはまた文書でご意見をお寄せいただけたらと思っております。現在までにお二人の委員さんからご意見を頂いておりますけれども、それ以外にも口頭で説明したいとか、他の方の意見を聞いてみたいというのであれば、この機会を是非活用していただけたらと思います。私からは以上です。

議長

少し補足説明させていただきますと、昨年の8月の段階で一度ご提案申し上げましたところですが、農業従事者の減少について、非常に危機的な状況であると考えております。そのまま町の施策、国の交付金等々を活用した新規就農者の確保対策、ないしは営農塾をベースにしたような、技術習得をさせることによっての新規参入者確保、それぞれ一定の成果はあると思いますけ

れども、それだけでは今までの2015年までの施策と2020年までは多分変わらない。2030年には400人くらいになってしまうというようなデータになってしまう。じゃあどうしたらいいのかというのを議論がしたい。少なくとも取りまとめるかどうかは別として、アイデア出しが出来たらいいなというのが思っている所でございます。最終的にはその意見を受け、町の方で新たな施策でも取り組んでもらえれば一番良いのですが。いろんな課題が掲げられています。以前宮城委員からこの総会の中でもご指摘がありました通り、担い手が受けようと思ってどこに畠があるかわからない。逆に畠があったとしてもどこに担い手がいるかわからない。その辺りについてなかなか情報がないという話を以前受けたことがあります。それが人農地プランの中でやること、その議論をする中でそのようなデータがあるのだろうと思いますけれども、町の担い手センターの方へそういった情報を集約する仕組みがまだ確立されていないのだろうと勝手に思っております。町の言い分もあるのでしょうか、その辺りを議論できたらと思っています。他に、以前角井委員から指摘がありましたが、新規就農者が入ってくるにあたって貯蔵庫がない。当然のことながら現在貸し与えると言ってもみなさん自分の倉庫として使われていますから、なかなか貯蔵庫を貸与するのが難しいと聞いたことがあります。それで今回町の柑橘振興協議会の方から回答がありましたが、農地を移譲させるにあたっても実際に耕作してほしいということで発生する畠が出てくるのと、受ける人を確保するまで絶対にタイムラグが発生する。それを中間管理ができるような組織がないとどうにもならないよということで、期待されて造られたのが周防大島ファームなのでしょうけれど、今回の柑橘振興協議会の総会における意見として出したものに対しての回答から言うとまだそれを受けた実績がない。実際には労力がないのだろうと思いますけれども、今日はその中間管理する耕作不能な畠が出て、耕作者、受託者が出るまでの中間管理をする組織を周防大島ファームが出来ないのなら、他はどうするのかというような、色々な課題に対して議論できればと思っております。その辺りについて少なくとも意見を出す事、まとめることが出来れば万々歳というような場を作りたいと思っております。全員参加、強制ではございません。あくまで任意でお集まりいただいて、議論が出来たらと思っておりますので、ご協力を願いできたらと思っております。今のことについて何かご質問はありますか。

11番

今回町の中だけの人たちを集めてお話しするという感じになっていると思うのですが、中間管理機構さんとかも呼んで、実質どういった支援ができるのかということも聞いておくのもありかなと思っています。もう一点開催日程なのですが、個人的なものになって申し訳ありませんが、これだけこの時期に雨が降られると、8月いっぱいはミカンバエ防除で身動きが出来なくなるというのは見えていますので、8月中の開催は避けていただけすると助かります。参加が必須ではないようですが、避けていただけるとありがとうございます。

議長	8月末以降の開催を模索していたのは、農業会議に対するソフトウェア協議が1個2個できないかなというのがありました。それと9月10日という締切日が絡んで、そこを模索していました。当面県の農業会議に対しての申請が本日協議できましたから、あまり8月末にこだわってはいません。9月10日が県の農業会議の研修でしたから、これを外せば行けるだろうと思う。9月下旬くらいになるともう極早生の出荷が始まる人がおられますから、9月上旬にできないかなと考えています。9月10日の研修の後にでもどうでしょうか。
事務局	研修は2時間みっちり行う予定ですので、その後となると皆さんお疲れかなというのも考えるところであります。
議長	今週は雨が降っているので今週どこかでどうですか。会場が確保できれば。どうせ農作業できんでしょうから。
事務局	会場の確認をします。
議長	今週であれば水曜と木曜が空いているとのことでした。あくまで強制ではありませんから、任意で集まれるのであれば雨が降っている間どうでしょうか。急な話ではありますが、いかがでしょうか。
	(異議なし)
事務局	では18日水曜日の午後1時30分から、会場はこちらで用意させていただきます。推進委員さんの皆様には電話でご案内させていただきます。
議長	では、以上をもちまして第69回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。長時間の審議、ご苦労様でした。

上記は、令和3年8月16日開催の第69回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和3年9月13日

周防大島町農業委員会会長 鹿岡勝義印

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員 毛寺久和印

周防大島町農業委員 川代寺印